

## 令和 2 年度 ボランティアセンター事業運営補助金 評価表 NO. 2

所管部課名	企画政策部地域政策課	担当者	田畑 隆博					
事務事業名	市民活動支援事業費							
根拠法令	ボランティアセンター事業運営補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和2年度 予算額	2,000千円	国県支出金 千円	一般財源 2,000千円					
			その他 千円					
			その他の内容					
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	ボランティア保険加入者数	1,100名	令和7年度					
成果指標②	ボランティア養成講座等の数及び参加者数	34回、810名	令和7年度					
補助対象者	薩摩川内市社会福祉協議会ボランティアセンター							
補助対象経費	①ボランティア保険加入料、②ボランティアコーディネーター報酬・賃金、③各種ボランティア養成講座に係る経費、④ボランティア研修会に係る経費、⑤ボランティア体験実施に係る経費、⑥ボランティアセンターの広報活動に係る経費							
補助対象事業・活動の内容	①ボランティアの登録、指導事業、②ボランティアの人材育成事業、③ボランティアセンター広報事業、④ボランティア団体の育成事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	2,000,000円							
上記項目の積算方法	予算で定める範囲							
補助 過を受 ける 3カ 年の 事業 (団 体) 等 の 決 算 状 況	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	782,305	28.1%	350,000	14.9%	800,000	28.6%
		自主財源	782,305	28.1%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%	350,000	14.9%	800,000	28.6%
		市補助金	2,000,000	71.9%	2,000,000	85.1%	2,000,000	71.4%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	2,782,305	100.0%	2,350,000	100.0%	2,800,000	100.0%
	支出	事業費	1,708,749	61.4%	910,616	38.7%	1,243,372	44.4%
		人件費	1,021,896	36.7%	1,061,278	45.2%	1,098,000	39.2%
		事務費	51,660	1.9%	28,106	1.2%	33,628	1.2%
		助成金	0	0.0%	350,000	14.9%	425,000	15.2%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計		2,782,305	100.0%	2,350,000	100.0%	2,800,000	100.0%	
支出計/前年度支出計			84.5%		119.1%			
自己資金/前年度自己資金			44.7%		228.6%			
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	585名		668名		893名			
成果指標の推移②	23回、594名		29回、713名		30回、730名			
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成29年度「見直しの上で継続：補助内容の改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動センターの設置計画があるため将来を見据えて補助内容を改善されたい。</li> <li>・ボランティア活動者数等、補助金の効果を図ることができる指標を具体的に設定されたい。</li> </ul> <p>【前回評価への回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助内容については、令和3年1月開設の市民活動センター内へのボランティアセンター機能導入と併せて、引き続き補助対象者と協議して参りたい。</li> <li>・指標については、補助金要領に記載している指標を用いて測定している。</li> </ul> <p>【事業のPR方法】年4回発行している「社協だより」でボランティアセンターや事業の紹介等をしている。</p> <p>【費用対効果】相互扶助や地域貢献活動により地域福祉が向上し、住みやすいまちづくりに繋がっている。</p> <p>【補助事業以外の事業】ボランティアフェアの開催</p> <p>【その他】特になし</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	ボランティアセンターにおけるボランティア活動の推進、講座等の開催及び児童生徒への普及活動等を実施しており、市民の福祉向上及び利益の増進に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	社会福祉協議会がボランティアセンターを運営しており、本市のボランティア事業を推進・普及していくためにも運営経費に一定の補助を行うことは必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	ボランティア活動は、共生・協働によるまちづくりを推進する上でも重要であり、その養成等を行う事業への支援は市民のニーズに合致している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	ボランティアセンターは、社会福祉協議会内に設置されており、社会福祉協議会が行う様々な事業と連携することもできるため適当であると考ええる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	ボランティア事業の推進や普及を図るためには専門的な知識や経験等が必要であり、それに特化したボランティアセンターに補助金を交付することは妥当であると考ええる。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	ボランティアセンターの運営や事業に必要な経費として積算してあり、妥当性を欠く水準とはなっていないと考える。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <b>■現状のまま継続</b> <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小  <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 川内駅コンベンションセンター内に市民活動センターを開設予定であり、市民の利便性や多様なニーズに対応できるようボランティアセンターの出張所的な機能を持たせることができないか引き続き検討して参りたい。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小  <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 補助対象者である社会福祉協議会と引き続き協議をしていきたい。		≪まとめ≫

## ボランティアセンター事業運営補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成 19 年薩摩川内市告示第 98 号）第 2 条の表に掲げるボランティアセンター事業運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 ボランティアセンター事業運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) ボランティア団体の交流・連携の促進とボランティア団体を運営するリーダー等の人材育成を行うものであること。
- (2) 前号のボランティア団体の活動促進に資することが明白であること。

(補助金の額)

第 3 条 ボランティアセンター事業運営補助金の額は、予算で定める範囲とする。

(補助対象経費)

第 4 条 ボランティアセンター事業運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) ボランティアの登録、指導事業
  - ア ボランティア保険加入料
  - イ ボランティアコーディネーター報酬、賃金
- (2) ボランティアの人材育成事業
  - ア 各種ボランティア養成講座に係る経費
  - イ ボランティア研修会に係る経費
  - ウ ボランティア体験実施に係る経費
- (3) ボランティアセンター広報事業
  - ア ボランティアセンターの広報活動に係る経費
- (4) ボランティア団体の育成事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第 5 条 ボランティアセンター事業運営補助金の交付の申請に係る規則第 5 条の市長が別に指定する日は、毎年 4 月 30 日とする。

(交付の基準)

第 6 条 ボランティアセンター事業運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者にボランティアセンター事業運営補

助金を交付することが適当でない認められる場合

(実績報告)

第 7 条 ボランティアセンター事業運営補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類とする。

(効果の測定)

第 8 条 ボランティアセンター事業運営補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) ボランティア保険加入者数
- (2) 本事業におけるボランティア養成講座等の数及び参加者数
- (3) ボランティア体験への参加者数

(補助事業者等の責務)

第 9 条 ボランティアセンター事業運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市のボランティア団体の活動促進に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、企画政策部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 30 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 31 年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。